

新たな取組み等の概要紹介

平成27年5月15日

熊本市健康福祉子ども局

障がい保健福祉課

(H27年度予算 委託料:1,400千円 補助金:4,000千円)

<事業概要>

成年後見制度の新たな担い手となる市民後見人の育成及びその活用を図るための法人後見事業を実施する法人を支援し、被後見人等の権利と財産を守ることで、障がい者や高齢者が安心して生活できる環境をつくる。

<事業内容>

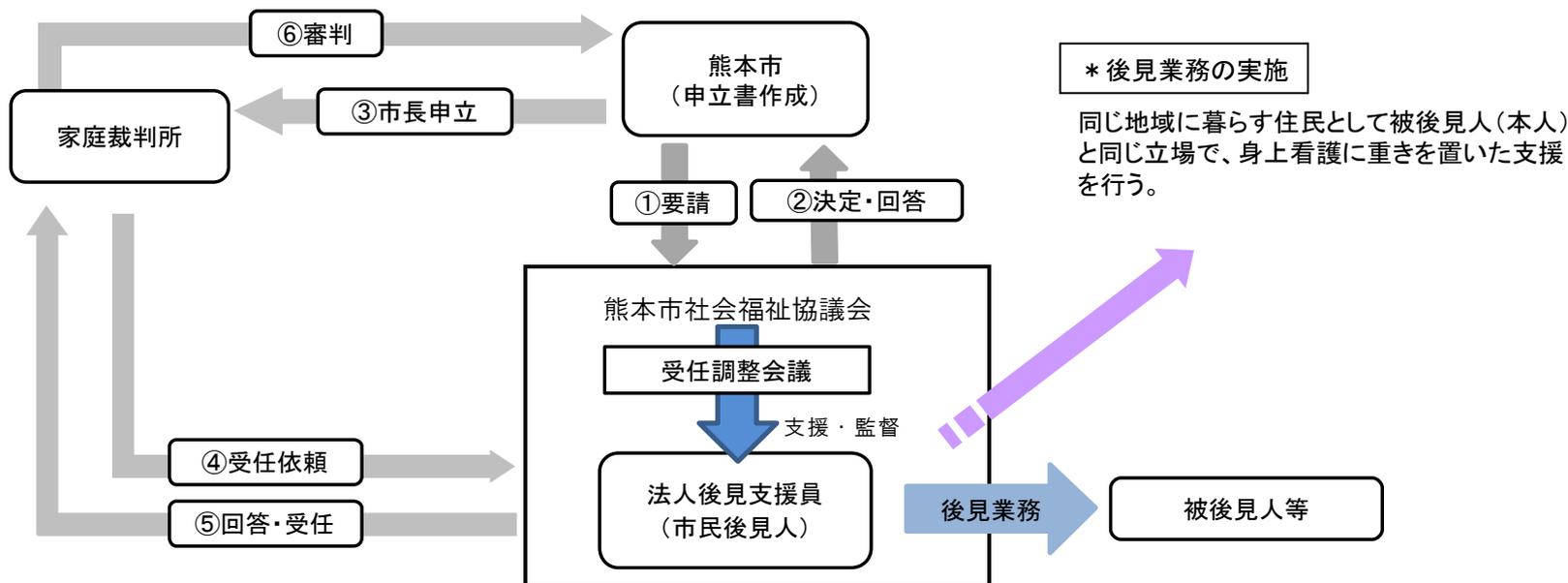
○市民後見人養成講座、フォローアップ研修

後見業務を適正に行うことができる市民後見人を育成するため、基礎的知識を習得する養成講座を行う。また養成講座修了後は、より専門的なフォローアップ研修を実施する。(熊本市社会福祉協議会に委託)
(参考)受講生・・・平成25年度-16人、平成26年度-14人、平成27年度予定-20人

○法人後見事業

平成27年度から熊本市社会福祉協議会が実施する「法人後見事業」に対し、財政的支援及び助言を行う。

<イメージ図>



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別 解消法

が制定されました



障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成25年6月26日に公布されました。(平成28年4月1日施行)

障害者差別解消法 とは

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

概要

この法律では、主に次のことを定めています。

- ①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明[※]があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（以下では「合理的配慮」と呼びます。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

※知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



社会的障壁とは？

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ②制度（利用しにくい制度など）
- ③慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④観念（障害のある方への偏見など）

などがあげられます。



例 街なかの障壁
3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。

例 欄間
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。

例 ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

本法のポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害者差別解消法 Q & A

Q 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することなどが挙げられます。

Q 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合も、この法律の対象になるのでしょうか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか？

A 個人的な関係や、思想、言論といったものは対象にはしていません。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障害のある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていません。

Q 民間事業者による取組がきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか？

A 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。

この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障害を理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができることにしています。

基本方針と対応要領・対応指針

基本方針とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために作成するものであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めるものです。

また、「対応要領」・「対応指針」は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるものであり、当該行政機関等、当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示すものです。

相談や紛争解決の仕組みについて

障害のある方からの相談や紛争解決に関しては、すでに、その内容に応じて、例えば行政相談委員による行政相談やあっせん、法務局・地方法務局・人権擁護委員による人権相談や人権侵犯事件としての調査救済といった、さまざまな制度により対応しています。この法律では、すでにある機関の活用などにより、その体制の整備を図ることにしています。

障害者差別解消法 Q & A

Q 行政機関が「不当な差別的取扱い」を行ったり「合理的配慮」を行わないときの相談窓口はどこですか？

A その行政機関の苦情相談等窓口等にお申し出ください。

行政機関の職員の対応に問題がある場合などは、まずは、その職員が所属する行政機関の苦情相談等の窓口申し出ることが考えられます。そのほか、例えば、行政相談委員による行政相談や、人権に関わる相談であれば法務局や地方法務局などに相談することも考えられます。

Q 雇用における障害のある方に対する差別も、この法律の対象になるのですか？

A 雇用については、障害者雇用促進法に定めるところによります。

雇用の分野における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者雇用促進法に定めるところによります。

障害者差別解消支援地域協議会について

障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、国や地方公共団体の機関が、それぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織できることにしています。

協議会が組織され、関係する機関などのネットワークが構成されることによって、いわゆる「制度の谷間」や「たらい回し」が生じることなく、地域全体として、差別の解消に向けた主体的な取組が行われることをねらいとしています。

● 組織イメージ図



内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館

代表:03-5253-2111 Fax:03-3581-0902 ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

障害者施策

検索

平成27年度熊本市障がい者レクリエーション開催事業

- 目的 在宅の障がいのある方に自然や地域社会と触れ合う機会を提供し、また、小中学生や地域住民等との交流を通じて、障がいのある方々の立場の理解・啓発を目的とする。
- 期 日 平成27年11月上旬を予定
- 内 容 熊本市内の史跡や施設の見学及び熊本市内の小学生との交流
※現在、教育委員会指導課と協議中

第14回くまもと障がい者スポーツ大会

- 目的 この大会は、スポーツが生活をより豊かにするという視点に立ち、障がいをもつ選手が、競技等を通じスポーツの楽しさを体験し、また、競技力の向上を図るとともに、熊本県民、熊本市民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加促進に寄与することを目的とする。
なお、この大会は、10月に和歌山県で開催される第15回全国障がい者スポーツ大会「2015紀の国わかやま大会」の熊本県・熊本市代表選手決定の参考となる。
- 主 催 熊本県・熊本市

競技種目	陸上競技	レクリエーション	卓球・STT	アーチェリー	フライングディスク	ボウリング	水泳
期 日	5月17日	5月17日	5月17日	5月17日	5月17日	5月17日	4月26日
会 場	県民総合運動公園 陸上競技場	県民総合運動公園 陸上競技場	熊本県障がい者福祉センター体育館	県民総合運動公園 アーチェリー場	県民総合運動公園 A多目的グラウンド	スボラ九品寺	アクアドーム熊本
参加者	411人	39人	44人	9人	269人	95人	84人(実施済み)
その他	参加者、役員・ボランティア総人数 約2,000人						

第36回熊本市障がい者大運動会

- 目的 熊本市に在住、在勤の障がい者とその家族がスポーツを通じ、健康の増進及び相互の親睦を深めるとともに、熊本市民の障がい者に対する理解を深め、併せて障がい者スポーツの振興を図ることを目的とする。
- 期 日 平成27年10月17日(土) 9:30～開会式 10:00～競技開始
- 会 場 熊本県民総合運動公園パークドーム熊本
- 参加者 約1,000人
- スケジュール
 - 1) 7月中旬～末日・・・参加申込受付、担当者会議
 - 2) 8月初旬～9月初旬・・・プログラム校正、手引書作成、ボランティア募集
 - 3) 9月中旬～10月上旬・・・プログラム・手引書印刷、発送、担当者会議

平成27年度熊本市障がい者理解促進事業

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障がい者に対する市民の理解の促進を図ることを目的として、障がい者への理解促進のための啓発を行う。

◆障がい者サポーター制度の推進

(1) 障がい者サポーター研修会開催

著名人や各障がい分野の専門家を講師に講演会を開催するとともに、障がい者サポーター制度及び「障がい」についての説明・解説を行う。年3回程度。

<H26実績> H26年 9月「発達障がいについて」

浦田裕之氏（熊本県私学特別支援相談員）

12月「We are シンセキ！人生はOh！ドラマチック！」

山本シュウ氏（NHKバリバラ司会）

H27年 3月「車いすを体験してみよう」

日隈辰彦氏（ヒューマンネットワーク熊本代表）

(2) 出前講座・市職員向け研修実施

(3) 障がい者サポート企業・団体の認定

障がい者サポーター制度の推進に協力的な企業や団体を「障がい者サポート企業・団体」として認定する。 <H26実績> 8団体

(4) ワークショップ

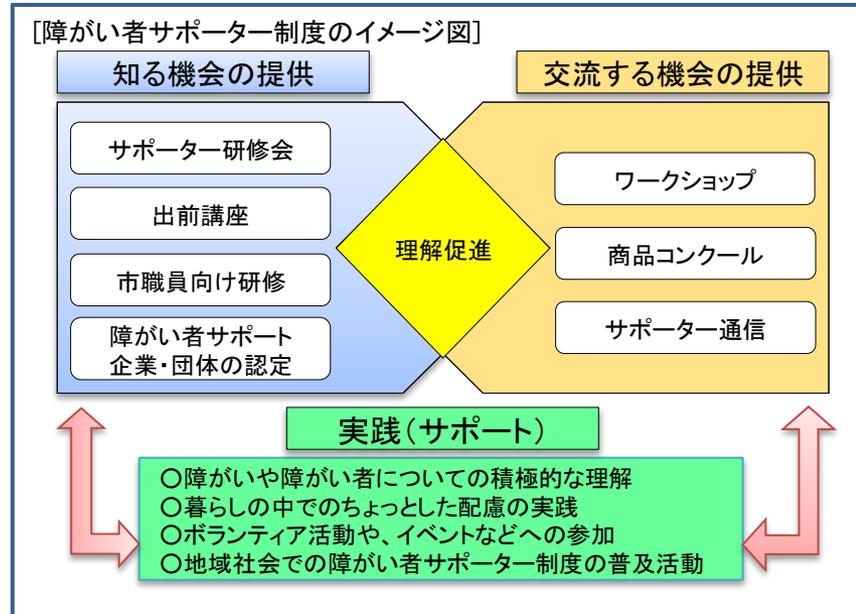
障がい者サポーター及び障がい当事者によるワークショップを開催する。

(5) 障がい者施設商品コンクール開催

障がい者施設の商品コンクールを開催し、商品力の向上を図る。

(6) サポーターへの情報提供（サポーター通信）

障がい者サポーター登録者へメール、郵送、FAX、HP等を用いて障がいに関する情報提供を行う。



H27.2.5
ワークショップ
開催風景

◆心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスターコンクール

障がい者に対する理解促進を図るため、市民を対象に「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」を公募し、優秀作品を表彰する。

<スケジュール> 募集 : 7月1日～9月上旬

表彰 : 12月上旬(障害者週間中を予定)

第41回熊本市・熊本市精神科病院会共催スポーツ大会

- 目的 スポーツ大会を通し、精神科病院に入院及び通院中の方々の健康増進と相互の親睦を深めるとともに、社会復帰の一助とすることを目的として開催するもの。
- 主催 熊本市・熊本市精神科病院会
- 種目 ミニバレーボール
- 期日 平成27年10月14日(水)
- 会場 熊本市総合体育館 大体育室
- 参加者 約300人



過去の大会の様子

地域自殺対策強化事業における自殺予防に関する啓発

- 目的 自殺の現状や精神疾患、アルコール関連問題との関係について、正しい理解と相談先を広く周知することを目的とする。
- 期日・内容 未定(自殺予防週間(9月)、アルコール関連問題啓発週間(11月)、自殺対策強化月間(3月))に加え、若年層(40歳未満)を対象とした啓発事業を予定



平成26年度自殺予防週間啓発の様子